

松本市教育委員会告示第19号

まつもと文化遺産認定制度実施要綱を次のように定める。

平成30年11月8日

松本市教育委員会

## まつもと文化遺産認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域で保存活用されている関連文化財群をまつもと文化遺産として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「関連文化財群」とは、地域に存在する様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えることにより、それぞれの文化財が持つ価値を高め、松本市歴史文化基本構想に位置付けられた複数の文化財をいう。

### (認定基準)

第3条 教育委員会は、前条の関連文化財群のうち、保存活用団体により保存及び活用されているものを、まつもと文化遺産として認定するものとする。

2 前項の保存活用団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

保存活用団体が行う保存活用事業(以下「事業」という。)が、地域内に広がりを持ち、地域のまちづくりや活性化に寄与するものであると認められること。

関連文化財群の保存活用に係る具体的な事業計画(以下「計画」という。)を有すること。

担い手の育成や青少年への教育にも配慮するなど、関連文化財群の保存活用について継続性が期待できること。

関連文化財群を構成する物件のうち、事業に係る物件の所有者又は管理者から事業実施の同意が得られていること。

### (認定申請)

第4条 まつもと文化遺産の認定を受けようとする関連文化財群の保存活用団体(以下「申請者」という。)は、まつもと文化遺産認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

計画の概要が分かる書類

保存活用団体の概要が分かる書類

事業に係る物件の所有者又は管理者の同意書（様式第2号）

その他教育委員会が必要と認める書類

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該関連文化財群をまつもと文化遺産として認定し、まつもと文化遺産認定書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うときは、事前にまつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱（平成30年教育委員会告示第9号）に規定するまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

（認定の取消し）

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定したまつもと文化遺産が第3条の認定基準を満たさなくなったときは、まつもと文化遺産認定取消通知書（様式第4号）により、認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、事前に協議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により認定したまつもと文化遺産に関する情報を市のホームページ等への掲載により公表し、地域の魅力向上・活性化のため、まつもと文化遺産が広く周知されるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年11月8日から施行する。